

## 協議第7号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職員間の均衡を考慮して公正に取り扱う。

なお、給料については現給を保証する。

- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、新市において定員管理の適正化に努める。
- 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

又は、

- 1 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。

なお、給料については、現給を保証する。

- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適正化に努める。
- 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

平成15年11月5日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会  
会 長 服 部 幸 道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	<p>10 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>【合併の方式が新設合併とされた場合】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 稲沢市、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</li><li>2 一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職員間の均衡を考慮して公正に取り扱う。 なお、給料については現給を保証する。</li><li>3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、新市において定員管理の適正化に努める。</li><li>4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。</li></ol>
調整の内容	<p>【合併の方式が稲沢市への編入合併とされた場合】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて稲沢市の職員として引き継ぐものとする。</li><li>2 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。 なお、給料については、現給を保証する。</li><li>3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適正化に努める。</li><li>4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。</li></ol>

【提案理由】

市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、現にその職にある一般職の職員が引き続き合併後も身分を保有するよう措置するとともに、同条第2項の規定により、職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、職員のすべてに通じて公正に処理するためである。

## 【法令・取扱通知等】

### 地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

### 市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	<p>2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。</p>
	さいたま市 (13.5.1)	<p>一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p>
	宗像市 (15.4.1)	<p>2市町の一般職職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、引き続き新市の職員としての身分を保有するものとする。</p>
	山県市 (15.4.1)	<p>高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。</p> <p>給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>
編入合併	呉市 (15.4.1)	<p>下蒲刈町の定数内の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。ただし、職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p>
	野田市 (15.6.6)	<p>一般職員の身分（職員の給与等）</p> <p>野田市の制度を基本としますが、現下の厳しい社会経済情勢に照らし、是正すべきものは是正して行くという基本姿勢のもとで、職員団体との協議を進め、給与の適正化に向け適切な措置を講じます。</p>
	新発田市 (15.7.7)	<p>豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p>
	田原市 (15.8.20)	<p>1 赤羽根町の一般職の職員は、すべて田原町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 赤羽根町の一般職の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱いについては、田原町の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。</p> <p>3 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
職員定数	<p>1 市長事務部局 888人</p> <p>ア 一般事務部局の職員384人</p> <p>イ 保育園の職員 83人</p> <p>ウ 市民病院の職員 421人</p> <p>2 議会の事務局の職員 7人</p> <p>3 選挙管理委員会の事務局の職員 4人</p> <p>4 監査委員の事務局の職員4人</p> <p>5 公平委員会の事務局の職員 (2人)</p> <p>6 農業委員会の事務局の職員 4人</p> <p>7 教育委員会の職員 92人</p> <p>ア 事務局の職員 32人</p> <p>イ 学校の職員 50人</p> <p>ウ 学校以外の教育機関の職員 10人</p> <p>総計 999人</p> <p>職員数には、一部事務組合等への派遣職員を含み、愛知県からの派遣職員は除く。</p>	<p>1 町長事務部局 139人</p> <p>ア 一般事務部局の職員 99人</p> <p>イ 保育園の職員 40人</p> <p>2 議会の事務局の職員 3人</p> <p>3 選挙管理委員会の事務局の職員 (10人)</p> <p>4 監査委員の事務局の職員 1人</p> <p>5 農業委員会の事務局の職員 (6人)</p> <p>6 教育委員会の職員 41人</p> <p>ア 事務局の職員 5人</p> <p>イ 学校の職員 7人</p> <p>ウ 学校以外の教育機関の職員 29人</p> <p>総計 184人</p> <p>職員数には、一部事務組合等への派遣職員を含み、愛知県からの派遣職員は除く。</p>	<p>1 町長事務部局 90人</p> <p>ア 一般事務部局の職員 68人</p> <p>イ 保育園の職員 22人</p> <p>2 議会の事務局の職員 2人</p> <p>3 選挙管理委員会の事務局の職員 (5人)</p> <p>4 監査委員の事務局の職員 (1人)</p> <p>5 農業委員会の事務局の職員 (2人)</p> <p>6 教育委員会の職員 24人</p> <p>ア 事務局の職員 5人</p> <p>イ 学校の職員 3人</p> <p>ウ 学校以外の教育機関の職員 16人</p> <p>総計 116人</p> <p>職員数には、一部事務組合等への派遣職員を含み、愛知県からの派遣職員は除く。</p>	<p>1 管理者事務部局 107人</p> <p>ア 事務局の職員 5人</p> <p>イ 環境事務所の職員 63人</p> <p>ウ 水道事務所の職員 39人</p> <p>2 議会の事務局の職員 (3人)</p> <p>3 監査委員の事務局の職員 (3人)</p> <p>4 消防本部の職員 159人</p> <p>総計 266人</p> <p>職員数には、稲沢市からの派遣職員を除く。</p>	<p>現職員の身分を新市へ引き継ぐ。</p> <p>合併時は現職員数によることとし、新市において定員管理の適正化に努める。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
職員の職名、補職名及び職階	吏員の職名；事務吏員、技術吏員 その他の職員の職名；事務員、技術員、技能員、業務員  職階 部長 次長 課長 主幹 副主幹 主査 吏員 事務員、技術員 技能員 業務員	職名；事務吏員、技術吏員、傭人  職階 部長 課長 課長補佐  係長  主査 吏員	職名；事務吏員、技術吏員、  補職名 部長、局長 課長、主幹 課長補佐 書記長 園長補佐 園長代理 係長 主任保育士  主任 吏員  主査 主事 主事補 書記 保育士	職名；事務吏員、技術吏員、 消防吏員 その他の職員の職名；事務員、技術員、技能員、業務員  職階 部長  次長  課長  主幹 課長補佐 係長 吏員  事務員、技術員 技能員 業務員	稲沢市の制度を基本として合併時に統一する。 ただし、消防吏員については、現行のとおりとする。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
職員の服務	<p>職員の勤務時間 1週間当たり40時間 (1日につき8時間) 午前8時30分から午後0時15分まで 及び午後1時から午後5時15分まで</p> <p>職員の休憩時間 午後0時15分から午後1時まで</p> <p>職員の休息時間 正午から午後0時15分及び 午後5時から午後5時15分まで</p>	<p>職員の勤務時間 1週間当たり40時間 (1日につき8時間) 午前8時30分から午後0時15分まで 及び午後1時から午後5時15分まで</p> <p>職員の休憩時間 午後0時15分から午後1時まで</p> <p>職員の休息時間 正午から午後0時15分及び 午後3時から午後3時15分まで</p>	<p>職員の勤務時間 1週間当たり40時間 (1日につき8時間) 午前8時30分から午後0時15分まで 及び午後1時から午後5時15分まで</p> <p>職員の休憩時間 午後0時15分から午後1時まで</p> <p>職員の休息時間 正午から午後0時15分及び 午後3時から午後3時15分まで</p>	<p>職員の勤務時間 1週間当たり40時間 (1日につき8時間) 午前8時30分から午後0時15分まで 及び午後1時から午後5時15分まで</p> <p>職員の休憩時間 午後0時15分から午後1時まで</p> <p>職員の休息時間 正午から午後0時15分及び 午後5時から午後5時15分まで (変則勤務職員及び交替制勤務職員は別の定め)</p>	<p>合併時までに稲沢市及び広域事務組合の休息時間を祖父江町、平和町と同様とする見直しを図る。</p>
職員の給与及び旅費	<p>給料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料 10級制 632人</li> <li>医療職(1)(医師)5級制 47人</li> <li>医療職(2)(医療技術職)8級制 61人</li> <li>医療職(3)(看護師)9級制 256人</li> </ul> <p>合計 996人</p> <p>行政職給料表 初任給 大学卒 2-3 178,400円 短大卒 1-6 155,000円 高校卒 1-4 144,000円</p>	<p>給料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表 8級制 一般行政職 125人 保育士職 40人</li> <li>単労職給料表 3級制 単純労務職 19人</li> </ul> <p>合計 184人</p> <p>行政職給料表初任給基準 初任給 大学卒 2-2 171,500円 短大卒 1-6 155,200円 高校卒 1-4 144,000円 中学卒 1-2 135,100円</p>	<p>給料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表 8級制 一般行政職 79人 保育士職 22人</li> <li>医療職給料表 4級制 保健師 3人</li> <li>単労職給料表 3級制 単純労務職 12人</li> </ul> <p>合計 116人</p> <p>行政職給料表初任給基準 初任給 大学卒 2-2 171,500円 短大卒 1-5 149,200円 高校卒 1-3 139,500円 中学卒 1-2 135,100円</p> <p>医療職給料 保健師 大学卒 2-8 222,500円 短大3卒 2-7 215,700円 看護師 短大3卒 2-7 215,700円 短大2卒 2-6 209,500円</p> <p>准看護師 准看護師養成所卒 1-4 164,200円</p>	<p>給料(稲沢市と同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表 10級制 一般行政職 30人 消防職 158人 技能労務職 39人</li> <li>企業職給料表 10級制 企業職 39人</li> </ul> <p>(行政職給料表と同じ) 合計 266人</p> <p>行政職給料表初任給基準 初任給 一般 大学卒 2-3 178,400円 短大卒 1-6 155,000円 高校卒 1-4 144,000円</p> <p>消防吏員 大学卒 2-4 185,600円 短大卒 1-7 161,000円 高校卒 1-5 149,200円</p>	<p>現職員の現給を保証する。 合併時に給料表を稲沢市に統一する。</p> <p>合併時に初任給基準を稲沢市に統一する。ただし、消防吏員については、現行のとおりとする。 現職員の給料水準は、現給を保証しつつ、当該職員の職階及び行政職給料表級別職務分類により調整する。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
	行政職給料表級別標準職務分類	行政職給料表級別標準職務分類	行政職給料表級別標準職務分類	行政職給料表級別標準職務分類 (企業職給料表も同じ)	稲沢市の制度を基本として合併時に給料表級別標準職務分類を統一する。
	1級 事務員、技術員、 技能員、業務員	1級 主事補(保育士)	1級 主事(保育士)	1級 書記補、技手補 (消防吏員、技能員、業務員)	
	2級 上級事務員、上級技術員	2級 主事(保育士)	2級 主事(保育士)	2級 書記、技手 (消防吏員、技能員、業務員)	
	3級 吏員	3級 主事(保育士)	3級 主事(保育士)	3級 主事補、技師補 (消防吏員、技能員、業務員)	
	4級 上級吏員	4級 主査	4級 主任	4級 主事補、技師補 (消防吏員、技能員、業務員)	
	5級 主査	5級 係長(主任保育士)	5級 主査・係長(主任保育士) (保育主任)	5級 係長、主査	
	6級 副主幹	6級 課長補佐(園長代理)	6級 課長補佐・所長 (園長代理)	6級 課長補佐、副主幹	
	7級 主幹	7級 課長・主幹	7級 課長・局長・(保育士長)	7級 主幹	
	8級 課長	8級 部長・局長	8級 部長・次長・技監	8級 課長、統括主幹、分署長、 監査委員事務局長	
	9級 次長 10級 部長			9級 次長、事務次長、署長 10級 事務局長、所長、消防長、 議事事務局長	
	管理職手当	管理職手当	管理職手当	管理職手当	稲沢市の制度を基本として合併時に統一する。
	部長職 100分の18	部長相当職 100分の15	部長相当職 100分の15	部長職 100分の18	
	次長職 100分の16.5	課長相当職 100分の12	課長相当職 100分の12	次長職 100分の16.5	
	課長職 100分の15	課長補佐相当職 100分の10	課長補佐相当職 100分の10	課長職 100分の15	
	主幹職 100分の13.5 副主幹職 100分の12			主幹職 100分の13.5 課長補佐職 100分の12	
	調整手当	調整手当	調整手当	調整手当	合併時に稲沢市に統一する。
	給料、管理職手当、扶養手当 × 10/100	給料、管理職手当、扶養手当 × 8/100	給料、管理職手当、扶養手当 × 8/100	給料、管理職手当、扶養手当 × 10/100	

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
	<p>期末手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 特定幹部職員(課長職以上) 支給月 支給率 6月 135/100 12月 150/100 その他の職員 支給月 支給率 6月 155/100 12月 170/100</p> <p>役職加算率 対象者 20/100 部長又は次長職 15/100 課長職 10/100 主幹又は副主幹職 5/100 主査職</p>	<p>期末手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 支給月 支給率 6月 155/100 12月 170/100</p> <p>役職加算率 対象者 20/100 8級 部長職 15/100 7級 課長職 10/100 6級 課長補佐職 5/100 4・5級 係長職</p>	<p>期末手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 支給月 支給率 6月 155/100 12月 170/100</p> <p>役職加算率 対象者 20/100 8級 部長職 15/100 7級 課長職 10/100 6級 課長補佐職 5/100 5級 係長職</p>	<p>期末手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 特定幹部職員(課長職以上) 支給月 支給率 6月 135/100 12月 150/100 その他の職員 支給月 支給率 6月 155/100 12月 170/100</p> <p>役職加算率 対象者 20/100 部長又は次長職 15/100 課長職 10/100 主幹又は課長補佐職 5/100 主査職</p>	<p>稲沢市の制度を 基本として合併 時に統一する。</p>
	<p>勤勉手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 特定幹部職員(課長職以上) 支給月 支給率 6月 90/100 12月 90/100</p>	<p>勤勉手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 支給月 支給率 6月 70/100 12月 70/100</p>	<p>勤勉手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 支給月 支給率 6月 70/100 12月 70/100</p>	<p>勤勉手当 支給額 (給料+扶養手当+調整手当 +役職加算額) ×支給率×在職期間率</p> <p>役職加算額= (給料+調整手当)×役職加算率</p> <p>支給率 特定幹部職員(課長職以上) 支給月 支給率 6月 90/100 12月 90/100</p>	<p>稲沢市の制度を 基本として合併 時に統一する。</p>

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
	<p>その他の職員</p> <p>支給月 支給率</p> <p>6月 70/100</p> <p>12月 70/100</p> <p>役職加算率 対象者</p> <p>20/100 部長又は次長職</p> <p>15/100 課長職</p> <p>10/100 主幹又は副主幹職</p> <p>5/100 主査職</p>	<p>その他の職員</p> <p>支給月 支給率</p> <p>6月 70/100</p> <p>12月 70/100</p> <p>役職加算率 対象者</p> <p>20/100 8級 部長職</p> <p>15/100 7級 課長職</p> <p>10/100 6級 課長補佐職</p> <p>5/100 4・5級 係長職</p>	<p>その他の職員</p> <p>支給月 支給率</p> <p>6月 70/100</p> <p>12月 70/100</p> <p>役職加算率 対象者</p> <p>20/100 8級 部長職</p> <p>15/100 7級 課長職</p> <p>10/100 6級 課長補佐職</p> <p>5/100 5級 係長職</p>	<p>その他の職員</p> <p>支給月 支給率</p> <p>6月 70/100</p> <p>12月 70/100</p> <p>役職加算率 対象者</p> <p>20/100 部長又は次長職</p> <p>15/100 課長職</p> <p>10/100 主幹又は課長補佐職</p> <p>5/100 主査職</p>	
	<p>旅費</p> <p>車賃(1km) 37円</p> <p>宿泊料(1夜) 13,000円</p> <p>日当(1日) 2,000円</p> <p>食卓料(1夜) 1,900円</p> <p>日当を支給しない地域有り</p>	<p>旅費</p> <p>7級以上(6級以下)</p> <p>日当 2,200円(1,700円)</p> <p>宿泊 13,000円(10,800円)</p> <p>食卓料 2,200円(1,700円)</p> <p>日当を支給しない地域有り</p>	<p>旅費</p> <p>5級以上(4級以下)</p> <p>日当 2,200円(1,700円)</p> <p>宿泊 13,000円(10,800円)</p> <p>食卓料 2,200円(1,700円)</p> <p>日当を支給しない地域あり</p>	<p>旅費</p> <p>車賃(1km) 37円</p> <p>宿泊料(1夜) 13,000円</p> <p>日当(1日) 2,000円</p> <p>食卓料(1夜) 1,900円</p> <p>日当を支給しない地域有り</p>	合併時に稲沢市に統一する。
職員の退職制度	<p>職員の定年退職の日</p> <p>満60歳に達した日以後最初の3月31日</p> <p>退職手当の算定の基礎となる在職期間の通算(割愛) 有り</p> <p>退職手当基金</p> <p>稲沢市職員退職手当基金を設置</p> <p>積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする。</p>	<p>職員の定年退職の日</p> <p>満60歳に達した日以後最初の3月31日</p> <p>退職手当金</p> <p>愛知県市町村職員退職手当組合加入</p>	<p>職員の定年退職の日</p> <p>満60歳に達した日以後最初の3月31日</p> <p>退職手当金</p> <p>愛知県市町村職員退職手当組合加入</p>	<p>職員の定年退職の日</p> <p>満60歳に達した日以後最初の3月31日</p> <p>退職手当の算定の基礎となる在職期間の通算(割愛) 有り</p> <p>退職手当基金</p> <p>消防職員退職手当基金を設置</p> <p>積み立てる額は、給料相当額の55/1,000。</p>	<p>現職員の在職期間を新市へ引き継ぐ。</p> <p>退職手当基金の積立て及び退職手当引当金を継続し、退職手当組合を脱退する方向で調整する。</p>